

寒川町空家等対策協議会条例をここに公布する。

令和2年9月28日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 16 号

寒川町空家等対策協議会条例

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき、寒川町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等の判断に関すること。
- (3) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (4) その他空家等に関する施策の推進に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、町長及び次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

61	空家等対策協議会委員	日額	8,700円
----	------------	----	--------

別表第2Bの項中「第60号」を「第61号」に改める。